

新規受託項目

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、下記項目につきまして、検査の受託を開始いたしますのでご案内申し上げます。

謹白



項目名

【水質検査】

● PFOS及びPFOA

(依頼コード No.14232)

受託開始日 2026年4月1日(水) ご依頼分より

2025年6月30日付で環境省より「水質基準に関する省令の一部を改正する省令(環境省令第19号)」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令(環境省令第20号)」が通知されました。

この通知により、「水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)」の一部が改正され、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)に係る水質基準が追加され、2026年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、水質検査項目として「PFOS及びPFOA」の検査受託を開始いたします。

●当該検査の受託開始に伴い、下記の水質検査セットにも「PFOS及びPFOA」の項目が追加になります。

依頼コードNo.09239：浄水基準セット

依頼コードNo.09240：原水基準セット

次ページに続きます

株式会社 ビー・エム・エル

本 社：〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-3
総合研究所：〒 350-1101 埼玉県川越市的場 1361-1
☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用

アプリ B-Book



Available on the

Google play



Available on the

App Store



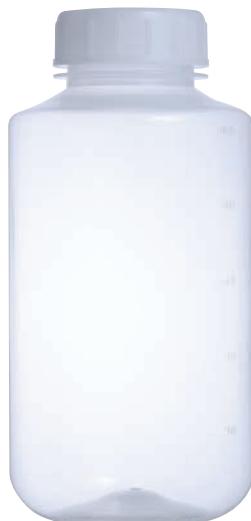
電子カルテはビー・エム・エル



受託要領

新規受託項目	
依頼コードNo.	14232
検査項目名	PFOS及びPFOA
検体必要量	水道水、水道原水、飲料水 2000mL
容器	水質検査(PFOS・PFOA用)(新設)
検体の保存方法	冷蔵
所要日数	7~21
検査方法	固相抽出-液体クロマトグラフ-質量分析法
基準値	0.00005以下
単位	mg/L
報告範囲 (報告形式)	(文字型で報告) 定量下限値未満(0.000005未満)~最終値
報告桁数	小数第6位

【水質検査(PFOS・PFOA用)容器】



- 容器容量 1000mL
- 指定容器2本に検体を満水にした後、密栓してご提出ください。

水質検査報告書

第 号

検体種類	採取日	年	月	日
採取場所	採取時間	時	分	
受付番号	受付日	年	月	日
検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目
一般細菌		個/mL	100以下(注1)	ホルムアルデヒド
大腸菌			検出されないこと	亜鉛及びその化合物
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下		アルミニウム及びその化合物
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下		鉄及びその化合物
セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下		銅及びその化合物
鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下		ナトリウム及びその化合物
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下		マンガン及びその化合物
六価クロム化合物	mg/L	0.02以下		塩化物イオン
亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下		カルボン酸、マグネシウム等(硬度)
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	mg/L	0.01以下		蒸発残留物
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下		陰イオン界面活性剤
フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下		ジエオスマシン
ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下		2-メチルソルボネオール
四塩化炭素	mg/L	0.002以下		非イオン界面活性剤
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下		フェノール類
ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下		有機物(全有機炭素(TOC)の量)
ジクロロエタノン	mg/L	0.02以下	pH	値
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	pH	測定時の水温
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下		味
PFOA及びPFOS(注2)	mg/L	0.00005以下	臭	気
ベンゼン	mg/L	0.01以下	色	度
塩素酸	mg/L	0.6以下	濁	度
クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	度
クロロホルム	mg/L	0.06以下	大腸菌(浴槽水)	2以下(注4)
ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	大腸菌群(「アルカリ性大腸菌群の上昇による水の汚染」)	個/mL
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下	残留塩素	
臭素酸	mg/L	0.01以下	有機リシン	
総トリハロメタン	mg/L	0.1以下(注3)	大腸菌-原湯等	
トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	大腸菌-原湯等(海水含)	
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下		
ブロモホルム	mg/L	0.09以下		

※感度未満:定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参考ください

(注1): プール水200以下、浴槽水設定なし

(注2):ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)の略

(注3): フール水

(注4):浴槽水5以下

(注5): プール水12以下、原水・原湯・上がり用湯・上がり用水10以下、浴槽水25以下

定量下限值一覽

食品衛生法基準值一覽

検査項目		定量下限値	単位	検査項目		基準値	定量下限値	単位
1	一般細菌	個/mL		1	一般細菌	100以下		/mL
2	大腸菌			2	大腸菌群	検出されないと		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L		3	カドミウム	0.01以下	0.001	mg/L
4	水銀及びその化合物	mg/L		4	水銀	0.0005以下	0.00005	mg/L
5	セレン及びその化合物	mg/L		5	鉛	0.1以下	0.001	mg/L
6	鉛及びその化合物	mg/L		6	ヒ素	0.05以下	0.001	mg/L
7	ヒ素及びその化合物	mg/L		7	六価クロム	0.05以下	0.005	mg/L
8	六価クロム化合物	mg/L		8	ジアン(ジアンイオン及び塩化ジアン)	0.01以下	0.001	mg/L
9	亜硝酸態窒素	mg/L		9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.1	mg/L
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	mg/L		10	フツ素	0.8以下	0.08	mg/L
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		11	有機リン	0.1以下	0.01	mg/L
12	フッ素及びその化合物	mg/L		12	亜鉛	1.0以下	0.01	mg/L
13	ホウ素及びその化合物	mg/L		13	鉄	0.3以下	0.03	mg/L
14	四塩化炭素	mg/L		14	銅	1.0以下	0.01	mg/L
15	1,4-ジオキサン	mg/L		15	マングン	0.3以下	0.005	mg/L
16	汎用洗剤及びトランシル酸	mg/L		16	塩素イオ	200以下	0.2	mg/L
17	ジクロロメタン	mg/L		17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1	mg/L
18	テトラクロロエチレン	mg/L		18	蒸発残留物	500以下	10	mg/L
19	トリクロロエチレン	mg/L		19	陰イオン界面活性剤	0.5以下	0.02	mg/L
20	PFOAS及びPFOA	mg/L		20	フェノール類	0.005以下	0.005	mg/L
21	ベンゼン	mg/L		21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10以下	0.2	mg/L
22	塩素酸	mg/L		22	pH	5.8以上8.6以下		
23	クロロ酢酸	mg/L		23	味	異常でないこと		
24	クロロホルム	mg/L		24	臭	異常でないこと		
25	ジクロロ酢酸	mg/L		25	色	5以下	0.5	度
26	ジブロモクロロメタン	mg/L		26	濁	2以下	0.1	度
27	臭素酸	mg/L						
28	総トリハロメタン	mg/L						
29	トリクロロ酢酸	mg/L						
30	プロモジクロロメタン	mg/L						
31	プロモホルム	mg/L						
32	ホルムアルデヒド	mg/L						
33	亜硝アミン化合物	mg/L						
34	びその化合物	mg/L						

基準値：厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準
第1 食品B 食品一般の製造、加工及び調理基準
5の食品製造用水の規格」による